



品川区病児保育事業

利用料助成のご案内

品川区の病児保育施設を利用した方のうち、生活保護世帯および住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯の方へ、利用料の全額または一部を助成します。

1 助成対象世帯および助成金額

品川区在住者のうち、下記①～③のいずれかに該当する世帯

	助成対象世帯	助成金額
①	生活保護受給世帯	2,000 円
②	令和 4 年度住民税非課税世帯 ※	2,000 円
③	令和 4 年度住民税均等割のみ課税世帯 ※	1,000 円

※②および③に該当する世帯のうち、4 月から 6 月までに利用した世帯は令和 3 年度を対象とする。

2 助成までの流れ

病児保育施設を利用後、下記3(1)(2)の書類を用意していただき、品川区役所保育課施設・運営係へ申請してください。助成決定後、指定の銀行口座へ振り込みます。

3 申請方法

下記の書類について、記入のうえ、保育課窓口へ提出してください。

◎記入していただく書類

- (1)品川区病児保育事業利用助成申請書
- (2)品川区病児保育事業口座振替依頼書

※上記書類は、品川区ホームページからもダウンロードできます。

4 提出期限

利用日の月末から1ヶ月以内に提出してください。

※実施施設、地域センターおよびサービスコーナーでは受け付けておりません。

5 その他

※完了通知は送付しませんので、各自口座をご確認ください。

問い合わせおよび提出先 品川区子ども未来部保育課施設・運営係 TEL:03-5742-6724(直通)